

日本ダルクローズ音楽教育学会「編集委員会規程」等改訂（新旧対照版）

改正案（新）	現 行
<p>「日本ダルクローズ音楽教育学会編集委員会規定」</p> <p>1994年6月5日制定 1999年6月6日一部改正 2000年6月4日一部改正 <u>2017年6月4日一部改正</u></p> <p>第1条 本会会則第14条にもとづき、編集委員会をおく。</p> <p>第2条 この委員会は、つぎの事項を執り扱う。 1項 学会誌『ダルクローズ音楽教育研究』は、原則として年1回以上発行する。 2項 学会誌は、本会会員の研究論文、その他会員の研究活動及び本会の活動に関する記事等を掲載する。 3項 編集委員会は、学会誌に掲載する研究論文の選定に関し原案を作成して理事会に報告する。 4項 学会誌以外の研究刊行物は、編集委員会が随時企画し、原案を作成して理事会に報告する。 5項 前項に掲載する論文の選定に関する事項は、その都度これを定め、理事会に報告する。 6項 編集委員会は、学会誌及び学会誌以外の研究刊行物に掲載予定の原稿につき、必要に応じて執筆者との協議を通じ、内容の検討を求める。</p> <p>第3条 <u>本委員会は、7名以内の委員によって構成される。内3名は常任理事及び理事とし、他の4名は会員の中から選出される。編集委員長は常任理事会の中での互選とする。他の委員は常任理事会によって推挙され、理事会によって決定される。</u> 必要に応じ、会員の中から専門委員若干名を委嘱する事ができる。</p> <p>第4条 委員の任期は、3年とする。但し再任を妨げない。</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名をおき、委員の中からそれぞれ互選する。委員長は委員会を招集し、その議長となる。副委員長は委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。</p> <p>第6条 委員会は、毎年1回以上全委員の総会を開き、編集方針、その他について協議する。</p> <p>第7条 本学会誌の原稿応募要項は、別に定める。</p>	<p>「日本ダルクローズ音楽教育学会編集委員会規定」</p> <p>1994年6月5日制定 1999年6月6日一部改正 2000年6月4日一部改正</p> <p>第1条 本会会則第14条にもとづき、編集委員会をおく。</p> <p>第2条 この委員会は、つぎの事項を執り扱う。 1項 学会誌『ダルクローズ音楽教育研究』は、原則として年1回以上発行する。 2項 学会誌は、本会会員の研究論文、その他会員の研究活動及び本会の活動に関する記事等を掲載する。 3項 編集委員会は、学会誌に掲載する研究論文の選定に関し原案を作成して理事会に報告する。 4項 学会誌以外の研究刊行物は、編集委員会が随時企画し、原案を作成して理事会に報告する。 5項 前項に掲載する論文の選定に関する事項は、その都度これを定め、理事会に報告する。 6項 編集委員会は、学会誌及び学会誌以外の研究刊行物に掲載予定の原稿につき、必要に応じて執筆者との協議を通じ、内容の検討を求める。</p> <p>第3条 この委員会は、理事の中から選ばれた下記の委員をもって構成する。 1.理事の互選による委員3名 2.常任理事の互選による委員3名 3.必要に応じて会員の中から専門委員若干名委嘱する事ができる。</p> <p>第4条 委員の任期は、3年とする。但し再任を妨げない。</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名をおき、委員の中からそれぞれ互選する。委員長は委員会を招集し、その議長となる。副委員長は委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。</p> <p>第6条 委員会は、毎年1回以上全委員の総会を開き、編集方針、その他について協議する。</p> <p>第7条 本学会誌の原稿応募要項は、別に定める。</p>

<p>附 則</p> <p>1.この規定は、1994年6月5日から実施する。  2.この規定は、1999年6月6日から実施する。  3.この規定は、2000年6月4日から実施する。  4.この規定は、<u>2017年6月4日から実施する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1.この規定は、1994年6月5日から実施する。  2.この規定は、1999年6月6日から実施する。  3.この規定は、2000年6月4日から実施する。</p>
<p><b>『ダルクローズ音楽教育研究』誌原稿応募要項</b>  (The Japanese Journal of Dalcroze Eurhythmics  and Music Education)</p> <p>1978年12月10日制定 1993年4月 1 日改正  1982年 6月20日改正 1994年6月5日改正  1983年 6月10日改正 1997年6月1日改正  1988年 6月10日改正 2000年6月4日改正  1990年 6月10日改正 2003年6月1日改正  2009年6月 7 日改正 <u>2017年6月4日改正</u></p> <p>1. 発表する内容は以下の通りであるが、未発表のものに限る。  (1) 研究論文：原稿12枚以内（楽譜、図表、写真などを含む偶数頁）  (2) 研究ノート：原稿12枚以内（楽譜、図表、写真などを含む偶数頁）  <u>(3) 書評：原稿6枚以内（1冊についての書評）</u>  <u>(4) その他：原稿2枚以内（論文への反論、文献資料紹介、研修会・例会及び研究大会報告など）</u></p> <p>2. 投稿内容の種別  (1) <u>研究論文とは、リトミックに関する学術的研究で、研究論文の内容を有するものをさす。</u>  (2) <u>研究ノートとは、学会誌にふさわしい内容の実践報告及び調査報告をさす。</u>  (3) <u>書評とは、リトミック研究に資する図書及び視聴覚資料を取り上げた評論をさす。但し、論文としての内容と体裁を有する場合、書評論文とする。</u>  (4) <u>その他とは、文献資料紹介、国内外の研修会、研究大会、研究例会などへの参加報告、並びに、過去2年間に学会誌に掲載された研究論文及び研究ノートへの批判と反論をさす。</u></p> <p>3. 応募者は、本会正会員とする。但し、共同研究の場合の筆頭者以外についてはこの限りではない。</p>	<p><b>『ダルクローズ音楽教育研究』誌原稿応募要項</b>  (The Japanese Journal of Dalcroze Eurhythmics  and Music Education)</p> <p>1978年12月10日制定 1993年4月 1 日改正  1982年 6月20日改正 1994年6月5日改正  1983年 6月10日改正 1997年6月1日改正  1988年 6月10日改正 2000年6月4日改正  1990年 6月10日改正 2003年6月1日改正  2009年6月 7 日改正</p> <p>1. 発表する内容は、以下の通りであるが未発表のものに限る。（原稿はすべて偶数枚数である）  (1) 研究論文：原稿12枚以内（楽譜、図表、写真等を含む偶数頁）  (2) 研究ノート：原稿12枚以内（楽譜、図表、写真等を含む偶数頁）  (3) 翻訳文：原稿12枚以内（楽譜、図表、写真等を含む偶数頁）  (4) 書評：原稿 6 枚以内（1冊についての書評）  (5) その他：原稿 2 枚以内（文献紹介・意見反論を含む）</p> <p>2. 応募者は、本会正会員とする。但し、共同研究の場合の筆頭者以外についてはこの限りではない。</p>

<p>4. 同一号に投稿する論文は、<u>1人1篇とする。</u></p> <p>5. <u>論文等の投稿を行う場合、原稿1枚あたりの字数を45字×35行（1575字）とする。原稿はCD等の電子媒体に保存し、印字した原稿2部とあわせ、学会事務局宛に8月末日までに提出する。</u></p> <p>6. 論文等の記述は、本会の執筆規定にもとづいて行う。執筆規定は別に定める。</p> <p>7. <u>研究論文の選定に際しては、複数の査読者による意見を参考にして編集委員会がその採否を決定する。査読は原則として編集委員会が行うが、内容によってはこの限りではない。</u></p> <p>8. <u>研究ノート、書評、その他については編集委員会で審議し、掲載の可否を決定する。委嘱原稿の場合は、この限りではない。</u></p> <p>9. <u>原稿は必要に応じて執筆者に内容の修正を求めることがある。</u></p> <p>10. <u>掲載号及び掲載順序は編集委員会が決定する。</u></p> <p>11. <u>執筆者による校正は初校正までとし、その際の修正は原則として認めない。</u></p> <p>12. <u>楽譜・図表・写真・グラフ等、特別に経費が必要なものは、執筆者自身に応分の負担を求めることがある。</u></p> <p>13. <u>応募者は原稿の掲載を希望する号数及び投稿する論文等の種別を明記する。</u></p> <p>14. <u>応募原稿は、返却しない。</u></p> <p>15. <u>原稿応募に関する問い合わせ及び送稿先は、本会の本部事務局とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1.この要項は、1997年6月1日から実施する。</p> <p>2.この要項は、2000年6月4日から実施する。</p> <p>3.この要項は、2003年6月1日から実施する。</p> <p>4.この要項は、2009年6月7日から実施する。</p> <p>5.この要項は、2017年6月4日から実施する。</p>	<p>3. 同一号に投稿する論文は、一人1篇とする。</p> <p>4. 学会誌へ論文掲載を希望するものは、(1枚の字数は45字×35行)に完成論文としてまとめ、電子データ(フロッピーディスク、CD-Rなど)と共に毎年9月末日までに事務局へ提出すること。尚、上記の枚数が楽譜・図表・写真等のためにやむを得ず増頁にする場合は、2頁分を増頁することができる。但し、印刷の都合上1頁の増頁は認めない。</p> <p>5. 論文の記述は、本会の執筆規定にもとづいて行う。執筆規定は別に定める。</p> <p>6. 「研究論文」の選定に際しては、複数の査読者による意見を参考にして編集委員会がその採否を決定する。査読は原則として編集委員会が行うが、内容によってはこの限りではない。</p> <p>7. 前項以外の原稿は必要に応じて執筆者に内容の修正を求めることがある。</p> <p>8. 掲載号及び掲載順序は編集委員会が決定する。</p> <p>9. 執筆者による校正は、初校正までとする。但し、その際の修正は原則認めない。</p> <p>10. 楽譜・図表・写真・グラフ等、特別に経費が必要なものは、執筆者自身に応分の負担額をお願いすることがある。</p> <p>11. 応募者は、原稿の掲載を希望する『号数』を明記する。</p> <p>12. 応募原稿は一切返却しないので、必ずコピーを取っておくこと。</p> <p>13. 原稿応募に関する問い合わせ及び送稿先は、本会の本部事務局とする。</p> <p>附 則</p> <p>1.この要項は、1997年6月1日から実施する。</p> <p>2.この要項は、2000年6月4日から実施する。</p> <p>3.この要項は、2003年6月1日から実施する。</p> <p>4.この要項は、2009年6月7日から実施する。</p>
--	--

「ダルクローズ音楽教育研究」誌原稿執筆規定

1973年6月30日制定 1993年4月1日改正  
1982年6月10日改正 1994年6月5日改正  
1983年6月10日改正 1997年6月1日改正  
1988年6月10日改正 2000年6月4日改正  
2009年6月7日改正 2017年6月4日改正

◆原稿ご執筆の際は、下記の要領でお書き下さい。

1. 原稿はMS-Word形式によるものとし、A4版（45字×35行）とする。
2. 楽譜、図表、グラフ、写真等は出来るだけ鮮明なものを使用すること。また、それらにはキャプションをつける。例（譜例1、図1等）
3. 文体は、「である」調とする。
4. 書式は、明朝体で横書きとする。
5. 表題（題目）は論文冒頭に8行分使用し、英文タイトルもあわせて表記する。但し、執筆者名等は「投稿申込票」にだけ記載し、原稿内には記載しない。
6. 原稿枚数には、楽譜、図表、写真、グラフ、註釈等もページ数に含むものとする。
7. 欧文は、半角とする。
8. 小項目の見出しは1行分使用すること。
9. 引用文はその部分が分かるように表記し、必ず註

「ダルクローズ音楽教育研究」誌原稿執筆規定

1973年6月30日制定 1993年4月1日改正  
1982年6月10日改正 1994年6月5日改正  
1983年6月10日改正 1997年6月1日改正  
1988年6月10日改正 2000年6月4日改正  
2009年6月7日改正

◆原稿ご執筆の際は、下記の要領でお書き下さい。

1. 原稿は、ワープロ原稿(1枚の字数は45字×35行)とする。
2. 原稿は、原則として電子データ（フロッピーディスク又はCD-R等に収め、ソフト名を記載）に印字原稿を添えること。
3. 原稿（45字×35行）1枚は、本文1頁である。
4. 楽譜、図表、グラフ等はそのまま写植するので、正確に色濃く書くこと。
5. 写真は、印刷を鮮明にするためにできるだけ白黒のものを使用する。
6. 文体は、『である』調で書く。
7. 書式は、明朝体で横書きである。
8. アラビア数字は、1マスに2字入れる。
9. 表題（題目）は、上段5行分使用し、1行あけて右端に執筆者氏名を書く。
10. 所属（勤務先名）は、本文のなどの最終行に執筆者名を平仮名で書き、斜線を入れて所属を書く。
11. 原稿枚数は、楽譜、図表、写真、グラフ、註釈等を含むものである。
12. 欧文（英、独、仏、伊等）では、綴りを正確に書くこと。
13. 欧文では、大文字は1字、小文字は2字を1マスに書く。
14. 年号は西暦で表示し、年を省略すること。  
例（1990-94）
15. 楽譜、図表、写真等は必要な大きさにレイアウトし、その字数と行数を原稿用紙に記入する。
16. 楽譜、図表、写真等には挿入箇所と同一番号をつける。例（図1、写真2など）
17. 小項目の見出しは1行分使用し、ゴシック体の場合はその旨指定すること。
18. 引用文は「        」で囲み、必ず註釈（註1，2な

積（註1, 2等）を付けて出典を明記すること。

10. 出典は、著者名、文献名、出版社名、出版年、頁  
について、必ず明記すること。

11. 提出された原稿は返却しない。

12. 原稿メ切り期日を厳守すること。

附 則

1.この規定は、1973年6月30日から実施する。

2.この規定は、2000年6月4 日から実施する。

3.この規定は、2009年6月7日から実施する。

4.この規定は、2017年6月4日から実施する。

※この原稿執筆規定は、学会誌の規定であるが、会報の執筆の場合も適用する。

ど）を付けて出典を明らかにすること。

19. 出典は、著者名、文献名、出版社名、出版年、引用頁の順に書く。

20. 原稿は3部コピーして送稿すること。

21. 受領原稿は一切返却しないので、コピーをとっておくこと（初校時に必要）

22. 原稿メ切り期日を厳守すること。

附 則

1.この規定は、1973年6月30日から実施する。

2.この規定は、2000年6月4 日から実施する。

3.この規定は、2009年6月7日から実施する。

※この原稿執筆規定は、学会誌の規定であるが、会報の執筆の場合も適用する。